

産業競争力強化法の生産性向上設備等のうち先端設備(A類型)に係る  
仕様等に関する証明書の発行について

平成 27 年 3 月 5 日一部修正  
平成 26 年 8 月 28 日一部修正  
平成 26 年 3 月 1 日

産業競争力強化法の施行に伴い、2014 年 1 月 20 日より、「生産性向上設備投資促進税制」の適用が開始されました。

一般社団法人日本繊維機械協会は関係設備に関する証明書を発行いたしますので、証明書発行をご希望される方は以下の手順で申し込みください。

1. 当該制度及び証明書発行手続き等につきましては、以下の資料をご覧ください。

(1) 制度の概要： 下記の URL の内、「説明会資料」を参照して下さい。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo.htm](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo.htm)

(2) 制度の利用について： 下記の URL の内、「ご利用の手引き(A 類型)」を参照して下さい。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo/A1.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/A1.pdf)

(3) 当協会が証明書を発行する対象設備等について

機械及び装置の内、「3. 繊維工業用設備」及び「18. 生産用機械器具」であって、当協会の所管に属する機器。下記の URL の「工業会等リスト」を参照してください。

[http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku\\_kyouka/seisanseikojo/list.pdf](http://www.meti.go.jp/policy/jigyousaisei/kyousouryoku_kyouka/seisanseikojo/list.pdf)

2. 申請について

(1) 申請書等の様式

当協会所定の様式を下記からダウンロードしてください。

[申請書様式](#) [PDF 形式](#)

[チェックリスト①、②、③](#) [PDF 形式](#)

(2) 申請書の様式に従い必要事項を記入してください。

様式1の代表者氏名と押印は代表権を有する者としませんが、代表権を有しない者の申請/押印に際しては、代表権を有する者から権限委譲されている旨の証明書(代表者印を押印のこと)を添付してください。

(3) 申請に際しては、下記の資料を添付して下さい。様式は問いません。

① 最新モデルであること

② 生産性等の向上に関するわかりやすい説明

③ 設備の価額に関する資料

- ④ 当協会の会員でない申請者は、会社概要(社名、所在地、会社設立年、資本金、資本関係、売上高、役員氏名、従業員数、生産(取扱)製品名、ホームページの URL 等)を添付してください。
- ⑤ 返信用封筒(あて先記入のこと)

(4) 申請書は、下記あてに郵送してください。

- ① 〒105-0011 東京都港区芝公園3-5-22 機械振興会館別館101号  
一般社団法人 日本繊維機械協会
- ② 封筒表面へ「証明書発行依頼」と朱書きしてください。

### 3. 審査

審査に際しては、補足資料等の提出をお願いする場合があります。

### 4. 手数料

手数料の額は、1件当たり2,000円(消費税込み)です。ただし、当協会会員は無料とします。手数料の支払いは、審査終了後に振込先等をご連絡を致します。

### 5. その他

本証明書の申請手続き等に関しては下記宛ご連絡ください。

e-mail: [awano@jtma.or.jp](mailto:awano@jtma.or.jp)